

【改訂前】

電気設備工事（道路照明工事等） の施工管理基準及び規格値

平成29年10月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

【改訂後】

電気設備工事（道路照明工事等） の施工管理基準及び規格値

令和3年10月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

【改訂前】

電気設備工事（道路照明工事等）施工管理基準及び規格値

この電気設備工事（道路照明工事等）施工管理基準は、大分県電気設備工事共通仕様書（平成29年10月）第1編「施工管理」に規定する電気設備工事（道路照明工事等）の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この基準は電気設備工事（道路照明工事等）の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、大分県が発注する電気設備工事（道路照明工事及びトンネル照明工事等）について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して国土交通省電気通信設備工事施工管理基準を準用する等、他の方法によることができる。

3. 構成

施工管理 ————— 出来形管理
(工事写真を含む) ———— 品質管理

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(2) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラムなど）を作成するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

【改訂後】

電気設備工事（道路照明工事等）施工管理基準及び規格値

この電気設備工事（道路照明工事等）施工管理基準は、大分県電気設備工事共通仕様書（令和3年10月）第1編「施工管理」に規定する電気設備工事（道路照明工事等）の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この基準は電気設備工事（道路照明工事等）の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、大分県が発注する電気設備工事（道路照明工事及びトンネル照明工事等）について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して国土交通省電気通信設備工事施工管理基準を準用する等、他の方法によることができる。

3. 構成

施工管理 ————— 出来形管理
(工事写真を含む) ———— 品質管理

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

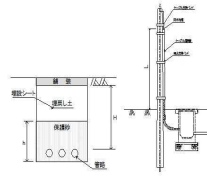
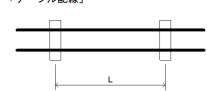
(2) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラムなど）を作成するものとする。

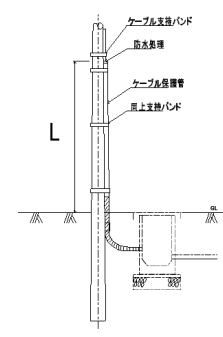
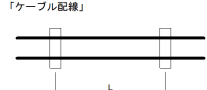
ただし、測定数が8点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものと

【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	4	5	5		地中配管	保護砂 厚：h	-50mm	施工延長40mにつき1箇所 施工延長40m以下のものは1施工箇所 につき2箇所				
						埋設深さ：H	±30mm					
				5			ケーブル配線	ケーブルの立上げ保護 L	±30mm	全数を測定		
				5		配線	ケーブル配線	支持間隔・L 露出配線	±30mm	施工延長10mにつき1箇所		
		ケーブルラック配線 水平部	±30mm									
垂直部	±30mm											

【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	4	5	4		地中配線 (ケーブル配線)	ケーブルの立上げ 保護：L	±30mm	全数を測定				
				5	5	配線	屋内配線 (ケーブル配線)	支持間隔・L 露出配線	-30mm	施工延長10mにつき1箇所 ただし二重落下防止を施す箇所にあつて、施工延長100mを超える場合は、施工延長20mにつき1箇所（最低10ヶ所以上）		
		ケーブルラック配線 水平部	-30mm									
		垂直部	-30mm									

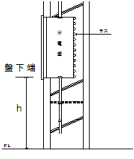
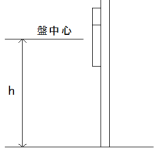
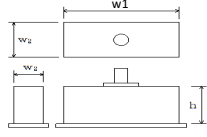
【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	4	5			架空配線	低圧架空電線の高さ	地上からの高さ：H	設計値以上	5径間に1箇所 (道路横断箇所は全数を測定)						
						架空ケーブル (ちょう架用線)	支持間隔：L	±30mm	5径間に1箇所						
					1 1				自立型分電盤機器製作工	外形・寸法	設計図書による		全数を測定		
										幅：W	JIS-B-0405				
										奥行：D	V (極粗級)				
										高さ：H					
									自立型分電盤取付	据付位置：L1	±30mm	全数を測定			
										：L2	±30mm				
										据付高さ：h	±30mm				

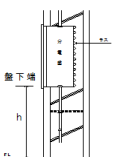
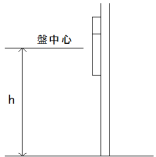
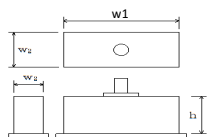
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	4	5	7		架空配線 (低圧架空電線の高さ)	地上からの高さ：H	設計値以上	5径間につき1箇所 (道路横断箇所は全数を測定) (個別の該当項目に応じて判断する)					
						架空配線 (架空ケーブルちょう架用線)	支持間隔：L	-30mm	5径間に1箇所				
				1 1				自立型分電盤取付 (自立型分電盤機器製作工)	外形・寸法	設計図書による	全数を測定		
									幅：W	JIS-B-0405			
									奥行：D	V (極粗級)			
									高さ：H				
								自立型分電盤取付 (自立型分電盤取付)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定		
									：L2	±30mm			
									据付高さ：h	±30mm			

【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	4	1	1		埋込分電盤取付	取付高さ：h	±30mm	全数を測定		
					露出型分電盤取付 直流分電盤取付	取付高さ：h	±30mm	全数を測定		
				分電盤基礎工	幅：w1 w2	-30mm	基礎 1 基毎		土木工事施工管理基準より	
						高さ：h				-30mm

【改訂後】

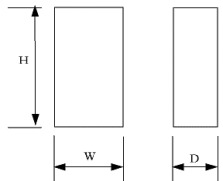
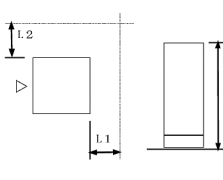
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	4	1	1	2	分電盤取付 (埋込分電盤取付)	取付高さ：h	±30mm	全数を測定		
					分電盤取付 (露出形分電盤設置)	取付高さ：h	±30mm	全数を測定		
				3	幅：w1 w2	-30mm	基礎 1 基毎		土木工事施工管理基準より	
						高さ：h				-30mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	4	1	2	1	コンクリート柱建柱 支柱設置工	根入れ深さ：h		建柱5本に付き1本 5本以下は1本							
							$H \leq 15m$				-30mm ~ +100mm				
							$15m < H < 16m$				-30mm ~ +100mm				
						引込み柱基礎工 支柱基礎工	幅：w	-30mm	1箇所/1施工箇所		土木工事施工管理基準より				
					高さ：h		-30mm								
						1	6		接地線	D種設置工事	接地線の埋設深さ：h	±100mm	全数を測定		
					接地極相互の離隔：S						設計値以上				

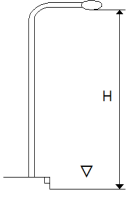
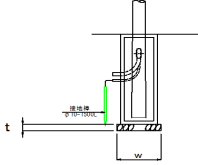
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	4	1	2	1	コンクリート柱建柱	根入れ深さ：h	+100mm	建柱5本に付き1本 5本以下は1本							
						4	1	3	支柱設置工	幅：w	-30mm	1箇所/1施工箇所		土木工事施工管理基準より	
					高さ：h					-30mm					
						1	6		接地設置工	A種及びB種設置の施工方法	接地線の埋設深さ：h	設計値以上	全数を測定		(0.75m以上)
					接地極相互の離隔：S						設計値以上				
	1	0		接地設置工	C種及びD種設置の施工方法	接地線の埋設深さ：h	設計値以上	全数を測定		(0.75m以上)					
接地極相互の離隔：S						設計値以上									

【改訂前】

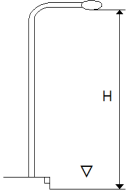
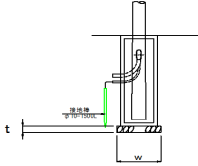
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	2	4			低圧受変電設備機器製作工	外形・寸法	設計図書による	全数を測定 工場製作完了段階		
						幅：w	JIS-B-0405 v (極粗級)による			
					奥行：D					
						高さ：h				
			3		低圧受変電設備据付	据付位置：L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目の応じて判断する)		
				：L2	設計値 ±30mm					
				据付高さ：h	設計値 ±30mm					

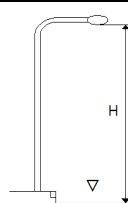
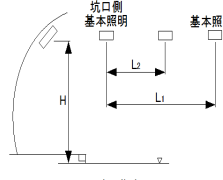
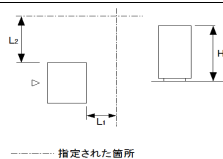
【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	7	2			道路照明灯設置	据付高さ：H	±100mm	全数を測定	 ∇：器具直下の車道面レベル	建築限界を厳守すること 必須
		高さ：h		-30mm						
		碎石基礎工		幅：w	設計値以上	1箇所／1施工箇所		土木工事施工管理基準より		
				厚さ：t	- 30mm					

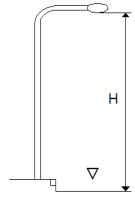
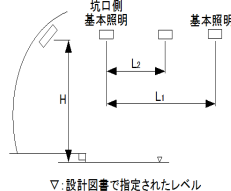
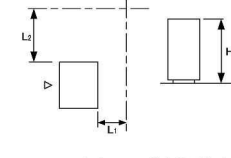
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	7	2	1		道路照明灯設置	据付高さ：H	±100mm	全数を測定	 ∇：器具直下の車道面レベル	建築限界を厳守すること 必須
		高さ：h		-30mm						
		碎石基礎工		幅：w	設計値以上	1箇所／1施工箇所		土木工事施工管理基準より		
				厚さ：t	- 30mm					

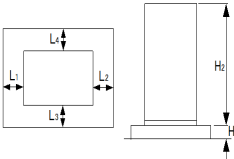
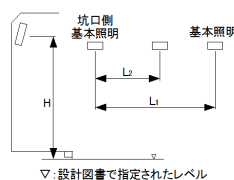
【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	電 気 設 備 編	8	2		トンネル照明設備設置工	坑口照明灯設置	据付高さ：H	±100mm	全数を測定		建築限界を厳守すること 必須
						トンネル照明具取付	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定		建築限界を厳守すること 必須
							：L2	±100mm	L2：全数を測定		
							据付高さ：H	±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所		
						照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定		
							：L2	±30mm			
							据付高さ：H	±30mm			

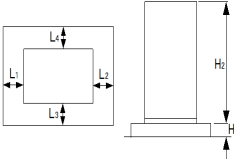
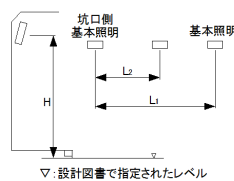
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	電 気 設 備 編	8	2	1	トンネル照明設備設置工	坑口照明灯設置	据付高さ：H	±100mm	全数を測定		建築限界を厳守すること 必須	
						トンネル照明具取付	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定		建築限界を厳守すること 必須	
							：L2	±100mm	L2：全数を測定			
							据付高さ：H	±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
						1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		
								：L2	±30mm			
								据付高さ：H	±30mm			

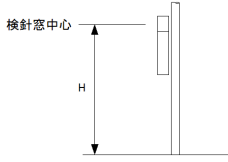
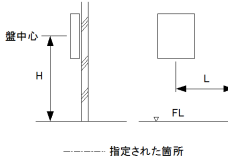
【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	8	2			照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	±30mm	全数を測定		建築限界を厳守すること	
						: L2	±30mm				
						: L3	±30mm				
						: L4	±30mm				
						据付高さ : H1	±30mm				
						: H2	±30mm				
		3				アンダーパス照明器具取付	据付位置 : L1	±100mm	L1 : 全数を測定		管理表を作成し提出。 必須
							: L2	±100mm	L2 : 全数を測定		
							据付高さ : H	±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所		

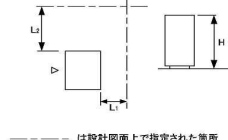
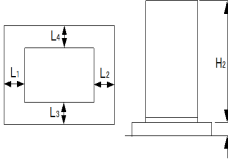
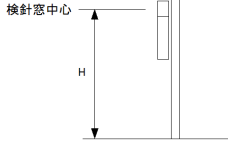
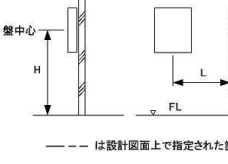
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	8	2	4	2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		建築限界を厳守すること	
						: L2	±30mm				
						: L3	±30mm				
						: L4	±30mm				
						据付高さ : H1	±30mm				
						: H2	±30mm				
		3	1			アンダーパス照明器具取付	据付位置 : L1	±100mm	L1 : 全数を測定		管理表を作成し提出。 必須
							: L2	±100mm	L2 : 全数を測定		
							据付高さ : H	±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所		

【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	8	3			アンダーパス照明設備設置工	照明制御盤などの取付 (屋内型)	トンネル照明設備工参照				
						照明制御盤などの取付 (屋外型)	トンネル照明設備工参照				
						照明制御盤などの取付 (抱柱型)	据付高さ：H	±50mm	全数を測定		建築限界を厳守すること
						照明制御盤などの取付 (壁掛型)	据付位置：L	±30mm	全数を測定		建築限界を厳守すること
据付高さ：H	±30mm										

【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	8	3	2	1	アンダーパス照明設備設置工	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)			
							：L2	±30mm				
							据付高さ：H	±30mm				
						2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		
								：L2	±30mm			
								：L3	±30mm			
								：L4	±30mm			
								据付高さ：H1	±30mm			
						：H2	±30mm					
						3	照明制御盤などの取付 (ポール直付型)	据付高さ：H	±50mm	全数を測定		建築限界を厳守すること
						4	照明制御盤などの取付 (壁掛型)	据付位置：L	±30mm	全数を測定		建築限界を厳守すること
据付高さ：H	±30mm											

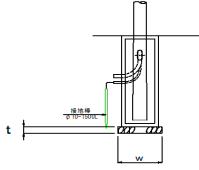
【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
4	8	4			地下道照明器具設置 (壁面取付)	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定	<p>指定された箇所 ▽：設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を厳守すること 必須					
						：L2	±100mm	L2：全数を測定							
						据付高さ：H	±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所							
										地下道照明器具設置 (天井面取付)	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定	<p>指定された箇所</p>	建築限界を厳守すること 必須
					：L2	±100mm	L2：全数を測定								
					：L3	±50mm	L3：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所								
										照明制御盤などの取付 (屋内型)	トンネル照明設備工参照				
										照明制御盤などの取付 (屋外型)	トンネル照明設備工参照				

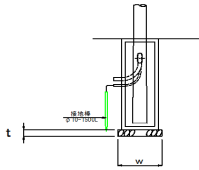
【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
4	8	4	1	1	地下道照明器具設置 (壁面取付)	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定	<p>指定された箇所 ▽：設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を厳守すること 必須				
						：L2	±100mm	L2：全数を測定						
						据付高さ：H	±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所						
									地下道照明器具設置 (天井面取付)	据付位置：L1	±100mm	L1：全数を測定	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を厳守すること 必須
				：L2	±100mm	L2：全数を測定								
				：L3	±50mm	L3：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所								
									照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	
				：L2	±30mm									
				据付高さ：H	±30mm									
					照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置：L1	±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>					
：L2	±30mm													
据付高さ：H	±30mm													

【改訂前】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	4			照明制御盤などの取付 (抱柱型)	アンダーバス照明設備設置工参照				
							照明制御盤などの取付 (壁掛型)	アンダーバス照明設備設置工参照		
					照明灯基礎設置	幅：w			-30mm	1箇所／1施工箇所
						高さ：h	-30mm			
					碎石基礎工	幅：w	設計値以上	1箇所／1施工箇所		土木工事施工管理基準より
						厚さ：t	- 30mm			

【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	4	2	3	照明制御盤などの取付 (ボール直付型)	アンダーバス照明設備設置工参照				
							4	照明制御盤などの取付 (壁掛型)	アンダーバス照明設備設置工参照	
				照明灯基礎設置	幅：w	-30mm				1箇所／1施工箇所
					高さ：h	-30mm				
				碎石基礎工	幅：w	設計値以上	1箇所／1施工箇所		土木工事施工管理基準より	
					厚さ：t	- 30mm				

【改訂前】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
3	電気設備工事共通編	4	1	1	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-大地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階				
						絶縁耐電圧試験 JIS-	JIS-C-4620	低圧回路-大地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2E+1000V 1分間 (E: 使用電圧)	工場製作完了段階				
						漏電遮断器動作特性試験	試験用 δ により動作を確認する。	定格感度電流で100mA以下	工場製作完了段階				
				分電盤	必須	自立型分電盤に準ずる。							
		1	6			接地線	必須	接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	A種：10Ω以下 B種：一線地絡電流で150を除いた値 C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	工場製作完了段階 現場施工完了段階		

【改訂後】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
3	電気設備工事共通編	4	1	1	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-大地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階				
						絶縁耐電圧試験 JIS-	JIS-C-4620	低圧回路-大地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2E+1000V 1分間 (E: 使用電圧)	工場製作完了段階				
						漏電遮断器動作特性試験	試験用 δ により動作を確認する。	定格感度電流で100mA以下	工場製作完了段階				
				分電盤	必須	自立型分電盤に準ずる。							
				1	6			接地線	必須	接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	A種：10Ω以下 B種：一線地絡電流で150を除いた値 C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	工場製作完了段階 現場施工完了段階
		1	6			避雷設備の設置	必須	接地抵抗測定	JIS-A-4201	・避雷設備の総合接地抵抗は10Ω以下とする。 ・各引下げ導線の単独接地抵抗は50Ω以下とする。	現場施工完了段階	・被保護物の基礎の設置抵抗が5Ω以下の場合、接地極を省略してもよい。	

【改訂前】

<新設>

【改訂後】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
4	電気設備編	2	受変電設備	4	3	低圧受変電設備据付	1	共通事項	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-大地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										商用周波耐電圧試験	JEM-1265	主回路-大地間 250V回路 1500V 1分間 500V回路 2000V 1分間 600V回路 2200V 1分間 制御回路-大地間 1500V 1分間	工場製作完了段階					
										接地抵抗測定	電気設備の技術基準の解釈第17条	A種：10Ω以下 D種：一線地絡電流値で150を除いた値 C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	工場施工完了段階					
										総合動作試験	機器の総合動作を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										温度上昇試験	JEM-1265	JEM-1265による。	工場製作完了段階	形式試験				
										散水試験（防水形）	JEM-1265	JEM-1265による。	工場製作完了段階	防水形のみ				
										過電流継電器試験 地絡電流継電器試験	JIS-C-4620 JEC-2510	1. JISの場合 動作電流特性 整定値の±10% 瞬時要素 整定値の±15% 2. JECの場合 JEC-2510による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										電圧継電器試験	JEC-2511	JEC-2511による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										漏電継電器試験	JIS-C-8374	1. 感度電流試験 定格不動作電流以上、定格感度電流以下である。 2. 漏電動作時間による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										モータ保護継電器試験	JEM-1357	1. 過負荷要素 1) 始動特性 電流整定値の105~125% 2) 動作時間 設計図書による。 2. 欠相要素 1) 始動特性 設計図書による。 2) 動作時間 静止形4秒以下 3. 反相要素 1) 始動特性 設計図書による。 2) 動作時間 静止形1秒以下	工場製作完了段階 現場施工完了段階					
										2	漏電遮断機	その他	動作特性試験		定格感度電流以内で100ms以下	工場製作完了段階		

【改訂前】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4	電気設備編	7	道路照明設備	道路照明設備工全節	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		○	
							絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路-対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階		○	
							接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階			
							電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階		○	
							その他	電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階	現地確認 電線長が60m以上ある場合は実施「内線規程」による。	○
								制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		○
								総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ・ブレーカー・自動点滅器等による動作試験	
							必須	照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。	現場施工完了段階		
								点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ外による確認。	
								防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階		○
							その他	耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階		○
								必須	溶融垂れ始めつき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階	○

注： ○は工場製作完了段階の確認を成績証明書で行うことを可とする。

【改訂後】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
4	電気設備編	7	2	道路照明設備	1	1	道路照明灯	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		○	
									絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路-対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間 試験電圧 (20+1000V) を 1分間	工場製作完了段階		○	
									接地抵抗測定	電気設備技術基準第17条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階			
									電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階		○	
									その他	電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階	現地確認 電線長が60m以上ある場合は実施「内線規程」による。	○
										制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
										総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ・ブレーカー・自動点滅器等による動作試験	
									必須	照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。	現場施工完了段階		
										点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ外による確認。	
										防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階		○
									その他	耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階		○
										必須	溶融垂れ始めつき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階	○

注： ○は工場製作完了段階の確認を成績証明書で行うことを可とする。

【改訂前】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4	8	トンネル照明設備	照明器具・照明制御盤等		必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階			○	
						絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路-対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階			○	
						接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階				
						電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階			○	
						電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階	現地確認 電線長が60m以上ある場合は実施「内線規程」による。		○	
						制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階			○	
						必須	総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ・ブレーカー・自動点滅器等による動作試験		
						照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。	現場施工完了段階				
						点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ外による確認。			
						防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階			○	
						その他	切替動作試験		設計図書による。	工場製作完了段階			○
						耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階			○	
						必須	溶融垂れ始めつき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階			○

注： ○は工場製作完了段階の確認を成績証明書で行うことを可とする。

【改訂後】

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
4	8	2	3	トンネル照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路-対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階			○	
							絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路-対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階			○	
							接地抵抗測定	電気設備技術基準第17条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階				
							電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階			○	
							電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階	現地確認 電線長が60m以上ある場合は実施「内線規程」による。		○	
							制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階			○	
							総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ・ブレーカー・自動点滅器等による動作試験			
							照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。	現場施工完了段階				
							点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階	点灯スイッチ外による確認。			
							防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階			○	
							その他	切替動作試験		設計図書による。	工場製作完了段階			○
							耐熱衝撃試験	JIS-C8105-1 JIS-C8105-2-3	設計図書による。	工場製作完了段階			○	

注： ○は工場製作完了段階の確認を成績証明書で行うことを可とする。